

農地転用通知・意見書の交付願

農地転用の意見書交付時に地区除外決済金を納入することになります。地区除外決済金は地区ごとに違いますので、事務所までお問い合わせください。

地区除外決済金

最上川中流土地改良区受益地内にある農地（田・畑）を宅地及び道路などの農用地以外に地目を変更する場合（一般転用・公共転用）土地改良法第42条第2項、第66条、および本土地改良区定款（最上川中流土地改良区除外処理規定）に基づき、事業借入金の残債や今後の維持管理に必要な資金を一括に決済することになります。その費用を決済金といいます。

なお、地区除外決済金については、広報誌『中流だより』で毎年全組合員に対してお知らせをしております。

提出書類チェック表

✓	添付書類	備考	部数
	通知および意見書の交付願		1部
	地区除外申請書		2部
	位置図	農地転用箇所がわかる位置図 （住宅地図など）	1部
	字限図（公図）	農地転用所在地の公図（コピー可） 分筆が必要な場合分筆後の公図	1部
	土地謄本	農地転用の所在地の土地謄本 （コピー可・3ヶ月以内のもの） 分筆が必要な場合分筆後の公図	1部
	目的の計画図	建物の平面図・配置図など	1部

お問い合わせ： 最上川中流土地改良区 総務課
023-645-1210

農地転用等の通知及び意見書の交付願

このたび、下記の土地につき農地法第 条の規定による許可を申請したいので、地区除外等処理規定に基づき通知します。

なお、同規定3条の申し入れ事項については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法により、これを納付しますので当該申請書に添付すべき意見書を交付されたく申請します。

令和 年 月 日

「転用組合員」は最上川中流土地改良区の組合員名です。
所有者と違う場合がありますのでご注意ください。

転用組合員

住 所 山形市飯塚62-2

氏 名 最上 太郎

印

転用関係者

住 所 山形市松栄1丁目7-48

氏 名 中流 花子

印

「転用関係者」は農地転用を行う方です。
*印は認印で可

最上川中流土地改良区理事長 殿

記

分筆が必要な場合は、
農地転用申請まで
分筆が必要となります。

1. 土地の表示

大 字	字	地 番	地 目	用 途	面積 (㎡)	目 的	備 考
農地転用を行う土地の所在地							
			公簿地目	転用後の地目		農地転用の目的 例：一般住宅 農家住宅 など	
合 計							

2. 添付書類

◎位 置 図
◎土地謄本（分筆後）

◎字 限 図
◎目的の計画図

（連絡先

TEL

）

管理運営委員会の意見

_____地区管理運営委員会

委 員 長 印

地区担当役員（総代）
または工区委員長 印

地区担当役員（総代）
または工区委員長 印

使用地の属する管理運営委員会または工区などの承認を受けなければならない。

詳細については土地改良区事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ：最上川中流土地改良区 総務課

地区除外申請書

日付は記入しないでください

令和 ~~年 月 日~~ 通知に係る土地につき農地法による許可を受け、令和 ~~年 月 日~~ 以降これを転用するので土地改良区の地区から除外されたく申請する。

以下、「農地転用等の通知
および意見書の交付願」と

令和 年 月 日

転用組合員

住 所 山形市飯塚62-2

氏 名 最上 太郎

印

転用関係者

住 所 山形市松栄1丁目7-48

氏 名 中流 花子

印

最上川中流土地改良区理事長 殿

市町村	大字名	字 名	地 番	地 目	面 積	転用面積
農地転用を行う土地の所在地					〇㎡	〇㎡